

令和3年4月26日

会員組合各位

大阪府中小企業団体中央会
会長 野村 泰弘

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対応について（ご協力、お願い）

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は本会の事業運営に格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症に対する取組みにつきましても、ご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、大阪府では、4月23日、第47回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議を開催し、4月25日から5月11日まで、緊急事態措置に基づく要請を以下のとおり実施することとなりました。

- ・【府民】 不要不急の外出自粛、不要不急の都道府県間移動の自粛
路上や公園等における集団での飲酒をしないこと等
- ・【イベント】 社会生活の維持に必要なものを除く全てのイベントの無観客開催
- ・【飲食店等】 酒類提供やカラオケ設備提供をする場合は施設の休止、
それ以外は、20時までの営業時間短縮を要請
- ・【飲食店以外の施設】 特措法に基づく施設の使用制限等の要請

つきましては、大阪府の要請内容についてご理解いただき、適切な感染防止対策を講じていただきますよう、ご協力よろしくお願い申し上げます。

<緊急事態措置に基づく要請>

○区域 大阪府全域

○要請期間 緊急事態措置を実施すべき期間（4月25日～5月11日）

○要請事項（特措法に基づく）

- ・在宅勤務（テレワーク）、大型連休中の休暇取得の促進等により、出勤者数の7割減をめざすこと
- ・職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組みを強力に推進すること
- ・事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制すること
- ・屋外照明（防犯対策上、必要なもの等を除く）の夜間消灯を行うこと（法に基づかない協力要請）
- ・業種別ガイドラインを遵守すること

○「緊急事態措置コールセンターの設置」

受付電話番号：06-7178-1398（開設時間：平日9時30分～17時30分）

※4/29（木）、5/3（月）、5/4（火）、5/5（水）は9時30分～17時30分で開設

<問い合わせ先>

大阪府中小企業団体中央会 総務部総務企画課 TEL 06-6947-4370